

室蘭市介護保険事業計画策定協議会設置要綱
室蘭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定協議会設置要綱

(目 的)

第1条 「室蘭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(以下「計画」という。)の策定(以下「計画策定等」という。)にあたり、市民ニーズや意見を反映させるために、室蘭市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、計画策定等に関して、意見を述べるものとする。

(組 織)

第3条 協議会委員(以下「委員」という。)は、20名以内とし、市内の医療・保健・福祉その他の関係団体から推薦されたものと公募により選出されたものをもって構成する。

2 委員の任期は、計画策定等の日をもって満了とする。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置くものとし、委員の互選とする。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 協議会は、会長が招集し、進行を行う。

2 会長は、必要と認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めることができるものとする。

(事務局)

第6条 協議会の事務局は、室蘭市高齢者福祉・介護保険主管課とする。

(雑 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

(室蘭市高齢者保健福祉計画策定協議会設置要綱及び室蘭市介護保険事業計画策定協議会設置要綱の廃止)

2 室蘭市高齢者保健福祉計画策定協議会設置要綱及び室蘭市介護保険事業計画策定協議会設置要綱は、廃止する。